身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一号（第一条の三関係）

判　定　書（自立支援医療（更生医療）・補装具）

第　　号

平成　年　月　日

殿

身体障害者更生相談所長　㊞

平成　年　月　日付けの依頼については下記のとおり判定する。

記

（略）	（略）	
補装具	1　名称（購入・借受けの別）又は修理項目及び種目名称別コード 2　使用効果見込み （注：借受けが必要な場合は借受け期間も記載） 3　概算額　　円	4　処方（図示） （注：借受けが必要な場合はその理由も明確に記載）

改正前

別表第一号（第一条の三関係）

判　定　書（自立支援医療（更生医療）・補装具）

第　　号

平成　年　月　日

殿

身体障害者更生相談所長　㊞

平成　年　月　日付けの依頼については下記のとおり判定する。

記

（略）	（略）	
補装具	1　名称又は修理項目 2　使用効果見込み 3　概算額　　円	4　処方（図示）

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三日

農林水産大臣　齋藤　健